



2025年 6月30日  
第213号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一

編集 情宣 担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



## 申26号 「シャッター閉扉における体制の見直しについて」に関する申し入れ **団体交渉を行う!**

横浜地本は6月11日に「シャッター閉扉における体制の見直しについて」の施策の説明を受けました。

### 【説明】 シャッター閉扉における体制の見直しについて

横浜支社内の駅職場で行われているシャッター閉扉時における体制について見直しを実施する。

1. 実施内容 シャッター閉扉の対応は各駅の状況に応じた体制とする。
2. 周知教育 必要な周知・教育は実施する。
3. 実施時期 2025年10月1日(水)

### 【過去の議事録確認・抜粋】 「指定席券売機(MV30)の導入に伴う駅業務執行体制の見直し(横地申第9号)」ほか3件

(組合) **作業ダイヤの作成にあたり連続着座時間、シャッター閉め、回金業務体制、寝室リネン、清掃等、これまで労使で確認してきたことを遵守すること。**

(会社) **～前略～、シャッター閉めや回金業務は、防犯の観点から複数体制の確保を行う。～後略～**

会社からは、2005～2006年の議事録確認により、シャッター閉扉は複数体制で行う作業ダイヤを作成することとしてきたが、シャッターの機能更新や安全装置の完備で、1人でも対応ができるため、体制の見直しを行いたい考えが述べられました。

**説明を受け、地本は6月20日に申26号を横浜支社に申し入れし、6月30日に団体交渉を行いました。**

### 【申26号】 議論経過および確認事項

#### 1. 体制を見直す目的を示すこと。

会社回答 効率的でより生産性の高い業務執行体制を構築するため、シャッター閉扉の対応は各駅の状況に応じた体制とする。

#### <確認事項>

- ✓ 本施策は要員効果を目的としていない。出面の変更もない。警備員の契約時間の見直しは発生する可能性はある。
- ✓ 夜間の休養時間の拡大や、新人事賃金制度による労働時間短縮に資する部分も想定している。

#### 2. シャッター閉扉が1人でできる根拠と、防犯上安全がどのように確保されるのか示すこと。

会社回答 必要な防犯対策及び設備の整備は実施している。

#### <確認事項>

- ✓ 支社としても各現場のシャッターの設置状況や作業実態を把握してきている。議事録に則った運用がされてきている。
- ✓ これまで支社内でシャッター閉扉に関して、社員やお客さまの傷害事故の発生は知得していない。
- ✓ 電動シャッターについては、安全装置・危害防止装置は100%設置されている。
- ✓ 過去の議事録確認以降で、防犯対策の強化として、貸与品や防犯ツールの配備が拡大されてきている。
- ✓ 複数体制と1名体制とで安全性は変わらない。場所や状況に応じて1名体制とは限らない。支社としても見ていく。

#### 3. 体制の見直しによって社員の働き方がどのように変化していくのか示すこと。

会社回答 働きがいのさらなる創出につなげていく考えである。

#### <確認事項>

- ✓ 会社として考える「働きがい」には、夜間の休養時間拡大や、人でしかできない業務への注力がある。
- ✓ これまでのやり方にとらわれず、「シャッターを閉扉しない」という考え方も選択肢のひとつである。

#### 4. 体制の見直し後も、1人作業を基本とせず、複数名の作業を基本とすること。

会社回答 防犯対策及び設備の整備を総合的に勘案し、シャッター閉扉の対応は各駅の状況に応じた体制とする。

#### <確認事項>

- ✓ 状況に応じて適切な体制をとっていく。いたずらに一人体制を目指すことはしない。
- ✓ 不安全な作業とならないよう、支社としても指導していく。
- ✓ JESSなどのグループ会社に対しても過去の議事録に則った体制としているが、実施時期以降の契約時に変更を行っていく。

**社員もお客さまも安全・安心できる環境をつくるため、施策で変化する場面をしっかりとチェックしていこう!**